

申4号「労使間の取り扱いに関する協約」の改訂に関する申し入れをおこなう！

ジェイアールバス関東労働組合は、8月29日ジェイアールバス関東会社から「満60歳以上の継続雇用制度改正（エルダー社員制度の新設）」「昇進基準の改正及び職務手当・技能手当の改正」と共に、2024年9月30日で有効期間の満了を迎える「労使間の取り扱いに関する協約の改正」について、3本の提案を同時に受けました。「労使間の取り扱いに関する協約」の改正内容は、経営協議会の協議委員数を現行の5名以内から組合員数に応じた人数（現在のジェイアールバス関東労働組合は3名）に、団体交渉の交渉委員数を現行の7名以内から組合員数に応じた人数（現在のジェイアールバス関東労働組合は4名）としており、それぞれの委員数の実質的な削減は労働組合の運営に大きな不利益が生じることは自明の理です。

ジェイアールバス関東労働組合はこの間、二度の交渉において現行通りの協約締結を主張するとともに、「今改正の合理性」について議論を重ねてきました。そのうえで関係する条項以外の条項を速やかに締結し、委員数については継続議論としていくとして改めて申し入れを行っていく判断に至りました。ジェイアールバス関東労働組合は、労使間の取り扱いに関する協約第1条「信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立し、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を図ることを目的とし、この協約を締結する」、同第5条「会社の反映を目的として、相互の意思疎通を図り会社運営の円滑を期すため、経営協議会を設ける」、同14条「団体交渉は、信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行う」ことを労使双方が遵守していくことを大前提に以下の申し入れを行いますので、真摯な議論を要請します。

記

1. 2024年10月1日以降の「労使間の取り扱いに関する協約」は現行通りとすること。
2. 経営協議会における会社側の協議委員、団体交渉における会社側の交渉委員は、交渉事項について決定権限を有する委員を選出すること。

以上

**「信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行う」こと。
労使双方が遵守していくことが大前提である！**